

長野県子ども・若者サポートネット Q&A

平成 30 年 1 月

長野県県民文化部次世代サポート課

Q 構成機関に加わることによるメリットはありますか？

- A
- ・構成機関において、ニート、ひきこもり、発達障がい及び生活困窮等の複雑な困難を抱えた子ども・若者またはその家族等から相談があり、他の支援機関との連携が求められるケースにおいては、本人の同意を得た上で、子ども・若者支援地域協議会（以下「子ども・若者サポートネット」という。）の事務局（県から委託）が調整役となり、関係する構成機関を集めた個別ケース検討会議の開催・運営を行います。これにより、一つの機関では抱えきれない複雑なケースに対して、多面的な視点により包括的な支援を行うことができます。
 - ・一方で、他の構成機関が抱えるケースにおいて、自身の機関による支援が求められるケースにあつては、事務局との調整により個別ケース検討会議に参加いただくことが想定されます。
 - ・なお、事務局は個別支援を行う機能は有しておらず、あくまで、個別ケース検討会議等により、構成機関同士の支援の分担・誘導等の調整を行うことを目的としています。

Q 事務局はどういったところが受託しているのですか？

- A 困難を有する子ども・若者に対する支援ノウハウを有する法人等に委託しています。

Q 構成機関に加わることで、負担金等は生じてきますか？

- A
- ・子ども・若者サポートネットの運営に係る経費については、全て県が負担します。
 - ・ただし、個別ケース検討会議及び全体調整会議の出席に係る旅費については、各構成機関の負担となります。

Q 会議は年間通して何回程度行われますか？

- A
- ・個別ケース検討会議は、扱うケースによって開催回数が異なります。なお、平成 28 年度は東信・中信・北信それぞれで平均 50 回程度開催※されました。
※ケースごとに、関係する構成機関のみが出席しています。開催会場はケースにより異なります。
 - ・全体調整会議は、年間 1～2 回程度開催します。

Q 市町村においては、どの課が関わるべきですか？

- A 市町村の組織体制によりますが、福祉、保健、学校教育、子ども・若者支援、雇用等を所管する課等に関わっていただいております。なお、設置要綱には市町村名を記載します。

Q 個人情報はどのように取り扱われていますか？

A 子ども・若者サポートネットで扱うケースについては、原則、本人及び家族等から同意を得ます。

Q 構成機関に加わることは義務ですか？

A 義務ではありませんが、子ども・若者育成支援推進法において、地方公共団体と関係機関それぞれの子ども・若者育成支援に関する責務等が示されています。

子ども・若者育成支援推進法 条文（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等による支援）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

Q 今後新たに構成機関が増えていくことはありますか？

A 必要に応じて、随時、増やしていきます。

Q 構成機関ではない団体や個人が個別ケース検討会議に参加してもいいのですか？

A 参加できます。ただし、予め支援対象者からその旨の同意を得ておく必要があります。

Q 誘導先として考えられる機関が明らかであるケースであっても、子ども・若者サポートネットの事務局を通さなければいけないのですか？

A 入口となった構成機関が、当該支援対象者が支援を受けるべき機関（誘導先）が明らかであると判断できる場合には、あえて子ども・若者サポートネットの事務局を経由する必要はありません。

Q 児童福祉法第 25 条の 2 に規定する「要保護児童対策地域協議会」とのすみ分けはどのように行えばよいですか？

A 要保護児童対策地域協議会とは設置目的が異なるものの、同協議会の対象である 18 歳未満の年齢層にあつては、支援対象が重複する場合も考えられます。このため、同協議会と子ども・若者サポートネット間では、役割分担を明確にしつつ、対象児童が自立に必要な年齢に到達した場合、子ども・若者サポートネットへの円滑な誘導が重要となります。

参考：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針（平成 22 年 内閣府）（抜粋）

児童福祉法第 25 条の 2 に規定する「要保護児童対策地域協議会」は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）又は要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）の早期発見や適切な保護又は支援を図ることを目的とする。なお、児童福祉法の「児童」の年齢的範囲は 18 歳未満である（同法第 4 条）。

一方で、子ども・若者支援地域協議会（長野県では「子ども・若者サポートネット」と呼称）は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行うものであり、要保護児童対策地域協議会とは設置目的が異なる。

ただし、要保護児童対策地域協議会の対象である 18 歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられる。このため、両協議会の役割分担を明確にしつつ、対象児童が自立に必要な年齢に到達した場合の本法の協議会への適切な紹介等の連携を行うとともに、必要に応じて、当該地域における子ども・若者をめぐる社会環境に関する一般的な情報を共有して、当該地域における子ども・若者への支援に当たることが期待される。

また、両協議会のメンバーが大きく重なっている場合には、それぞれの会議を連続した時間帯に相前後して開催するなどの運用上の工夫も考えられる。

なお、一方の協議会の対象とされたケースが他方の協議会の対象とする方が適切であることが判明した場合には、その時点でその事案を扱うのにふさわしい協議会に移管するのが適切である。

Q 支援対象者も個別ケース検討会議に出席するのですか？

A ケースによって、支援対象者を交えて開催する場合と、支援者のみで開催する場合があります。

Q 他の支援会議やネットワーク等で扱っているケースも全て子ども・若者サポートネットの事務局を通さなければいけないのですか？

A 既存の支援会議やネットワーク等が機能しており、そこで完結しているものまで子ども・若者サポートネットの事務局へ通す必要はありません。子ども・若者サポートネットに参画する構成機関に助言等を求めたい場合など、子ども・若者サポートネットのネットワークを活用した支援が必要な場合に御相談ください。

Q 40歳以上の方の支援を行うことは可能ですか？

A 原則として30歳代までの方を支援対象としています。ただし、支援開始時に39歳だった支援対象者が40歳に達した段階で直ちに支援を打ち切るといったことはありません。

Q 地域若者サポートステーション（サポステ）とどう違うのですか？

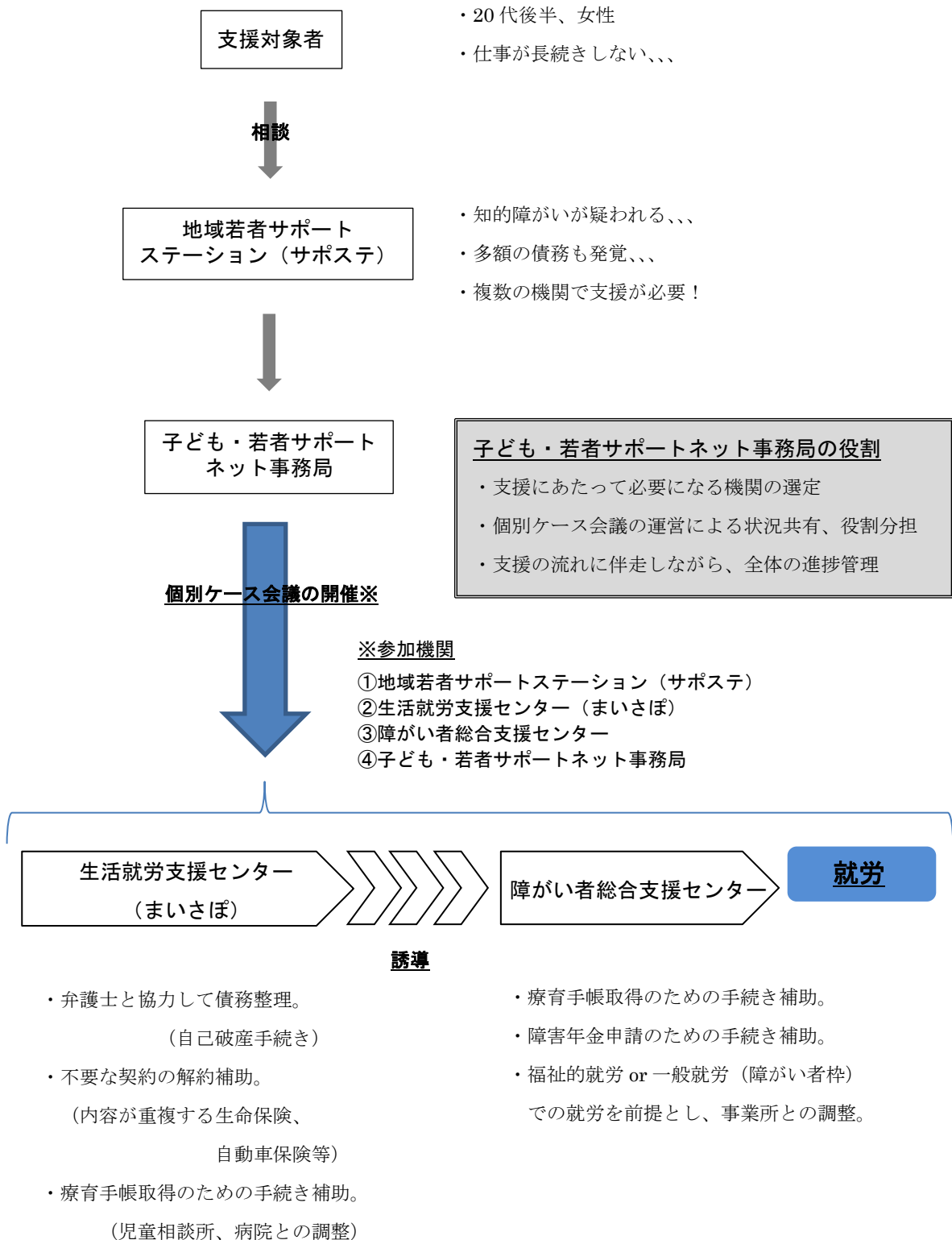
A サポステは、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの方を対象に、就労・自立支援を目的とした講座やプログラム等を提供する厚生労働省の事業です。長野県内には、3ヶ所と常設サテライトが1ヶ所あります。

一方、子ども・若者サポートネットは様々な支援機関が参画し包括的な支援を行うことを目的としたネットワークであり、設置主体は県になります。

サポステは、子ども・若者サポートネットの構成機関の中の一つという関係になります。

Q 具体的な個別ケース検討会議の内容を教えてください。

A (例1) 20代後半女性。仕事が長続きせず地域若者サポートステーション(サポステ)に相談。複数の要因が考えられるため、子ども・若者サポートネットで支援の方向性や役割等を調整。



A (例2) 20代前半男性。発達障がいを抱え、民間団体から支援を受けている。民間団体だけの対応が難しくなり、子ども・若者サポートネットで支援の方向性や役割等を調整。

